

○令和4年外務省告示第三百三号

在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第二号の規定に基づき、在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程を次のように定める。

令和四年八月二十九日

外務大臣臨時代理

国務大臣 松野博一

在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程

（指定の基準）

第一条 外務大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該在外教育施設が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該在外教育施設を在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和四年法律第七十三号）第二条第二項第二号にいう外務大臣が定める基準に適合するものと認め、及び当該在外教育施設に対する政府による支援（以下「政府支援」という。）に係る指定を行うことができる。ただし、所在国の状況その他の特別な事情があると認められる場合にはこの限りではない。

- 一 学校教育法第一条に規定する小学校又は中学校における課程の一部を行い、国語を中心とした授業を一年についておおむね三十五日以上行う在外教育施設であること。
- 二 海外に在留する邦人が邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体その他これに準ずる団体が設立した在外教育施設であること。
- 三 在籍する児童又は生徒（外国籍のみを有するものを除く。）の数がおおむね五人以上であり、今後も増加が見込まれること。
- 四 在籍する児童又は生徒が二以上の企業等の従業員の子から成ること。
- 五 一の営利企業等により運営されるものでないこと。
- 六 授業の実施に必要な講師が確保されていること。
- 七 在外教育施設の運営に必要な規則が制定されていること。
- 八 申請をする年の四月十五日時点で授業を実施していること。

（指定に係る申請手続）

第二条 前条の指定を受けようとする在外教育施設の設置者は、申請に係る在外教育施設の適正な管理運営を行うため、施設運営委員会その他これに相当するもの（以下「施設運営委員会等」という）を置かなければならない。

2 在外教育施設の設置者は、前条の指定に係る申請に当たっては、別記様式による支援要望書を当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じ、外務大臣に提出しなければならない。

(指定通知)

第三条 外務大臣は、在外教育施設に対し、第一条の指定をしたときは、当該在外教育施設の所在国の在外公館長を通じて当該在外教育施設の設置者に対しその旨を通知するものとする。

(支援の内容等)

第四条 第一条の指定を受けた在外教育施設に対する政府支援は、次に掲げる費用に充てるものとする。

- 一 校舎の借料等
- 二 当該在外教育施設の所在国において採用された教師、講師等に対する謝金
- 三 安全対策に係る経費

(指定の取消し)

第五条 外務大臣は、第一条の指定をした在外教育施設（以下「指定施設」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- 一 指定施設が第一条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 指定施設が安定的に運営されなくなったとき。

(指定の取消しの届出)

第六条 指定施設の設置者は、当該指定施設について、指定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を当該指定施設の所在国の在外公館長を通じて外務大臣に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする時期

附 則

この告示は、公布の日から施行する。